

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度第 2 回西東京市空き家等対策協議会
開 催 日 時	令和 6 年10月30日（水）午後 2 時00分 から 午後 2 時50分 まで
開 催 場 所	田無庁舎 5 階 503会議室
出 席 者	（委 員）秋山委員、岩崎光子委員、澤幡委員、大賀委員、竹之内委員、田中委員、武藤委員、村上委員、盛委員（五十音順） （事務局）古厩まちづくり部長、榊原住宅課長、住田係長、嶋森主任、青木主事
議 事	1 開会 2 議事 【報告事項 1】 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 【報告事項 2】 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 【報告事項 3】 緊急安全措置の実施（1 件） 3 その他 4 閉会
会 議 資 料 の 名 称	≪事前配付資料≫ 資料 1 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法 資料 2 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応 資料 3 緊急安全措置の実施（1 件）
記 録 方 法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録

会 議 内 容

1 開会

≪事務局挨拶≫

【会長】

出席者の確認。本日の出席者は 9 名となっており、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例（以降「条例」という。）第31条第 2 項」に規定する定足数を満たしており、本協議会は有効に成立していることを報告する。

会議の公開について。「【報告事項 2】 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」及び「【報告事項 3】 緊急安全措置の実施（1 件）については、「条例第33条第 1 項第 1 号」に規定する「会議において取り扱う情報が、西東京市情報公開条例第 7 条各号に掲げる不開示情報に該当するとき」に該当する。

以上のことから、議事の進行は、「【報告事項 1】 管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」については公開とし、「【報告事項 2】 既存の特定空き家等の進捗状況及び今後の対応」及び「【報告事項 3】 緊急安全措置の実施（1 件）」は非公開としたいがよいか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

次に「会議録」及び「会議資料」の公開については、「会議資料」の内容に当該空き家等の所在地等が含まれていることから、「西東京市情報公開条例第 7 条第 2 号」に掲げる「公に公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると判断し、「資料 1」及び「会議録」のみの公開とする、また、会議録作成のため事務局で会議の録音を行うがよいか。

【各委員】

異議なし。

≪傍聴人入場≫

2 議事

≪報告事項１≫

【会長】

【報告事項１】「管理不全空き家等の認定状況及び対応方法」について事務局より説明を求める。

【事務局】

【報告事項１】について説明

【会長】

【報告事項１】について意見、質問等あるか。

【秋山委員】

西東京市管理不全空き家等の認定基準は国のガイドラインを参考になっているのか、市独自で定めているのか。

【事務局】

国のガイドラインを参考になっている。

【秋山委員】

資料１内に草木の繁茂及び樹木の繁茂という記載が見られる。

法改正に伴う改定後の国のガイドラインでは、草木や樹木に関して、建築物等の倒壊、部材等の落下・飛散及び立木等による破損・通行障害等の発生など、詳細な状態については記載があるが、「繁茂」という記載自体が無くなっている。事務局としてどのような整理を行い、資料１に記載したのか。

【事務局】

管理不全空き家等の草木及び樹木の状況を判断するにあたっては、国のガイドラインに記載のある、建築物等の倒壊、部材等の落下・飛散及び立木等による破損・通行障害等の発生などの文言を使用しているが、資料１に記載するうえで、体裁上、草木及び樹木の「繁茂」としている。

【秋山委員】

草木及び樹木が敷地内に繁茂しているだけでも、管理不全空き家等の認定の対象としてもらいたいが、いかがか。

【事務局】

草木及び樹木の繁茂により、害虫及び害獣の発生に繋がり、衛生上有害となる場合や景観を損なう場合については、認定の対象となると認識している。

【秋山委員】

害虫及び害獣の発生に繋がることが条件ではなく、単に草木及び樹木の繁茂のみで管理不全空き家等の認定対象としてもらいたい。

【事務局】

検討する。

【秋山委員】

資料 1 内に記載のある文書送付は、管理不全空き家等の認定通知に係る文書と指導文書のどちらか。

【事務局】

両方送っている。

【秋山委員】

勧告文書もあるので、それぞれを分けて記載していただきたい。

【事務局】

検討する。

【会長】

秋山委員の意見について、事務局の方で検討願いたい。

また、繁茂の記載について、これまで見てきた特定空き家等は草木及び樹木の繁茂が酷い案件が多かったので、今後、一つの基準として残しても良いのではないか。

《傍聴人退場》

《報告事項 2（非公開）》

《報告事項 3（非公開）》

3 その他

【会長】

その他の事項について事務局から何かあるか。

【事務局】

次回の協議会の開催は、令和 7 年 2 月頃を予定している。日程が決まり次第連絡する。なお、本日配付した資料のうち、資料 2 及び資料 3 についてはこの場で回収する。

4 閉会

以上